

2 離婚事件

- (1) 法律相談料 初回30分無料, それ以降30分5,500円
- (2) バックアッププラン 3ヵ月55,000円(月30分×5回まで), 1ヶ月延長毎に16,500円

バックアッププランとは, ご本人様が離婚協議・調停・訴訟を行うのを, 弁護士が継続的にアドバイスをすることで, サポートするというプランです。弁護士に代理人となってもらうまでも無いが, 法的アドバイスを受けたいという方向けのプランです。かかるプランでは, 1ヶ月につき30分×5回までの相談を受けることが可能です。

- (3) 離婚協議書作成料 11~22万円
- (4) 離婚協議代理 着275,000円 報(25万+経済的利益の10%)×1.1
- ・但し親権について争いがある場合には, 着手金及び報酬金はそれぞれ55,000円を加算します。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお, 養育費を得られる期間が2年に満たない場合は, 協議により, 経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
財産分与	得られた金額	相手方の請求から減額された金額
養育費	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額
慰謝料・解決金	得られた金額	相手方の請求から減額された金額

- (5) 離婚調停代理 着33万 報(30万+経済的利益の10%)×1.1
- ・但し親権について争いがある場合には, 着手金及び報酬金はそれぞれ55,000円を加算します。
 - ・離婚協議の代理から引き続き受任する場合は, 離婚協議の報酬金は発生しませんが, 離婚調停の代理の着手金は11万円となります。
 - ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
 - ・経済的利益については上記の表のとおりです。
 - ・調停の期日が5回を超える場合, 出廷日当分として, 1出廷につき11,000円をいただきます。
- (6) 離婚訴訟代理 着385,000円 報(40万+経済的利益の10%)×1.1
- ・但し親権について争いがある場合には, 着手金及び報酬金はそれぞれ55,000円を加算します。
 - ・離婚調停の代理から引き続き受任する場合は, 離婚調停の代理としての報酬金は発生しませんが, 離婚訴訟の代理の着手金は11万円となります。

- ・離婚が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいただきます
- ・経済的利益については上記の表のとおりです。

(7) 婚姻費用調停(審判)代理 着275,000円 報(15万+経済的利益の10%)
×1.1

- ・但し離婚協議代理, 離婚調停代理, 離婚訴訟代理とともに婚姻費用調停(審判)を申立てる場合は, 着11万 報(10万+経済的利益の10%)×1.1となります。
- ・婚姻費用調停(審判)が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお, 婚姻費用を得られる期間が2年に満たない場合は, 協議により, 経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
婚姻費用	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額

- ・調停と審判の期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいただきます。
- ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。

(8) 養育費調停(審判)代理 着275,000円 報(15万+経済的利益の10%)
×1.1

- ・養育費調停(審判)が成立した場合に報酬金が発生します。
- ・経済的利益については以下の表をご参照下さい。なお, 養育費を得られる期間が2年に満たない場合は, 協議により, 経済的利益の額を以下の表より減額します。

項目	請求する側	請求された側
養育費	2年分の合計額	相手方の請求から減額された金額の2年分の合計額

- ・調停と審判の期日が5回を超える場合、出廷日当分として、1出廷につき11,000円をいただきます。
- ・調停が不成立となり当然審判に移行しても弁護士費用は追加となりません。

(9) 面会交流調停(審判)代理 着275,000円 報275,000円

- ・但し離婚協議代理, 離婚調停代理とともに面会交流調停(審判)を申立てる場合は, 着11万 報11万となります。
- ・面会交流調停(審判)が成立した場合に報酬金が発生します。

(10) アフターフォロープラン

ア 子の氏の変更申立て 子1人33,000円(2人目以上は1人16,500円)

イ 年金分割の手続代行 33,000円

(11) 不貞の相手方に対する慰謝料請求 民事家事事件で経済的利益を基準に弁護士報酬

を決定する場合の弁護士費用参照